

東大阪市教育委員会令和3年6月定例会

1 日 時 令和3年6月21日(月)
開会 午後2時00分
閉会 午後2時20分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	北 林 康 男
教育次長	諸 角 裕 久
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	望 月 督 司
教育政策室長	永 吉 勝 則
施設整備室長	清 水 浩 明
学校教育部次長	出 口 源 一
社会教育部次長	中 西 正 人
社会教育部次長	山 口 昌 宏
教育センター所長	中 淵 一 博

(出席補助説明員)

学事課長	松 木 裕 幸
------	---------

4 議 事

【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和3年6月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は秦委員をお願いいたします。本日の会議でございますが、日程第1「議案第36号 東大阪市立青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」から日程第3「報告第5号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

【北林教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第36号 東大阪市立青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、現在、同条例第2条に規定している開所時間について、実情に合わせ、午前9時からの開館時間に変更するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第37号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、同委員の任期が令和3年6月30日で満了いたしますことから、7名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和3年7月1日から令和5年6月30日まででございます。

続きまして、日程第3「報告第5号 委員会付議事項臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第15号「令和3年第2回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和3年第2回定例会提出議案につきまして、令和3年6月3日付でこれを了承したものの報告でございます。なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、まず、資料1ページからの「令和2年度東大阪市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」につきましては、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用することとした事業及び繰越額の報告でございます。うち、教育費につきましては、新型

コロナウイルス感染症の影響により延期することとした日新高等学校短期語学研修事業費で282万円、国の3次補正予算に伴う予算執行分として学校園保健経費で9,780万円、学校施設長寿命化計画及び境界画定委託料として、小学校建設事業で9億8,004万4,900円、中学校建設事業で5億2,990万円、幼稚園整備事業で300万円を繰り越すものでございます。

続きまして、資料3ページからの「令和2年度東大阪市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件」につきましては、年度内に支出が完了しなかったものについて、翌年度に繰り越して使用することとした事業及び繰越額の報告でございます。うち、教育費につきましては、強風被害にあった屋内運動場底の工事費として、日新高等学校整備事業で1,069万2,000円を繰り越すものでございます。

続きまして、資料5ページからの「市長の専決処分報告の件」につきましては、訴えの提起に関する専決処分事項について報告するものでございます。

続きまして、資料7ページの「東大阪市監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、市の例規等の総点検に伴い、23条例を一括で改正するものでございます。このうち教育委員会に係る条例は、資料8ページからの「東大阪市教育センター条例」及び「東大阪市奨学資金貸与条例」でございます。

「東大阪市教育センター条例」につきましては、教育センターの事業に関して、業務の実情に合わせた文言の整理など所要の改正を行うものであり、また、「東大阪市奨学資金貸与条例」につきましては、延滞利子を延滞利息に改めるほか、延滞金計算について閏年の規定を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。なお、当該条例が市議会において可決された場合には、関係する規則である「東大阪市教育センター事務分掌規則」及び「東大阪市奨学資金貸与条例施行規則」の改正を条例と同じ公布日をもって施行する必要があるため、速やかに臨時代理処理をさせていただき、来月の定例会において報告をさせていただくこととなります。

続きまして、資料11ページからの「東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、「幼保連携

型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に基づき、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料15ページからの「東大阪市立野外活動センター条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、令和4年度からの野外活動センターにおける指定管理者を公募するにあたり、新たに利用料金制を導入することについて、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料25ページからの「東大阪市立新喜多中学校外壁その他改修工事に関する請負契約締結の件」につきましては、東大阪市立新喜多中学校外壁その他改修工事にあたり、その請負契約を締結するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第36号 東大阪市立青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」から日程第3「報告第5号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までの案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【堤教育長職務代理者】

議案について異議はありませんが、別件で、教育次長から順番に、東大阪市の教育課題はどういうことであるのかということについて、一言おっしゃっていただくことは出来ま
すか。

【土屋教育長】

委員会の会議そのものは、議案審議を中心に行いたいと考えております。

【堤教育長職務代理者】

この場でしか市民の方々にも色々お伝えすることが出来ない状況なので、委員としましては、この場をもっと活性化するようお願いをいたしたいと思います。

【土屋教育長】

それでは、日程第1「議案第36号 東大阪市立青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」から日程第3「報告第5号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までの案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第36号 東大阪市立青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」から日程第3「報告第5号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決及び承認することと決しました。

次に、口頭報告をお願いいたします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

施設整備室 5件

教職員課 1件

・後援名義

教育政策室 5件

学校教育推進室 2件

青少年教育課 1 件

【土屋教育長】

口頭報告について、何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

口頭報告については、ただいまの報告のとおりとさせていただきます。

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和3年7月19日（月曜日）午後2時より開会
する予定にしております。

【土屋教育長】

それでは、これもちまして閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大

変更苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土屋 宝土
東大阪市教育委員会委員	秦 卓宏